

議案第46号

地域福祉施設の設置に関する条例の一部改正について

地域福祉施設の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

七飯町長 中 宮 安 一

地域福祉施設の設置に関する条例の一部を改正する条例

地域福祉施設の設置に関する条例（昭和51年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表東大沼地区生活館の項を次のように改める。

東大沼会館	七飯町字東大沼403番地
-------	--------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 町長は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の地域福祉施設の設置に関する条例第2条の表に規定する東大沼会館の設置等に係る手続その他の準備行為を行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正前の地域福祉施設の設置に関する条例第2条の表に規定する東大沼地区生活館の令和3年度における支出については、令和4年5月31日までの間に限り、なお従前の例による。